

ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用についての一部を改正する通達新旧対照表

○ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について (平成17・03・04資庁第10号)

(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>1. 「第1章 総則」関係</p> <p>(1) <u>法第2条第1項</u> (小売供給) 関係</p> <p>① 「<u>小売供給</u>」について</p> <p>(イ) <u>中小企業工業団地</u>において、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第182号)第1条第2項第1号に規定する事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会であって、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)第15条第1項第3号ロ若しくは同項第4号に係る第3号ロに規定する資金(中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成14年法律第146号)第1条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法(平成11年法律第19号)第21条第1項第2号イ若しくは同項第3号に係る第2号イに規定する資金又は中小企業総合事業団法附則第24条の規定による廃止前の中小企業事業団法(以下「旧中小企業事業団法」という。))若しくは旧中小企業事業団法附則第16条の規定による廃止前の中小企業振興事業団法(以下「旧中小企業振興事業団法」という。))第21条第1項第2号イ若しくは同項第3号に係る第2号イ又は旧中小企業振興事業団法附則第13条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法第3条第1項第1号又は第4号に規定する資金を含む。)の貸付けを受けたもの又は実質的にこれと同様に認められるもの(以下「組合」という。))が、その組合員に対し、当該団地内において、ガスの施設を設置し、ガスを供給する場合にあっては、下記の全ての要件に適合する限り、<u>法第2条第1項</u>に規定する<u>小売供給</u>に該当しないものと解して差し支えない。</p> <p><u>i) ~ iv)</u> (略)</p> <p>(ロ) なお、上記により、<u>小売供給</u>に該当しない場合であっても下記の点に留意すること。</p> <p><u>i)</u> <u>法第106条</u>の届出を提出する必要がある(同条の届出には、供給の相手方をすべて列挙すること。)</p> <p><u>ii)</u> 令第5条の規定により保安関係の規定が準用される場合は、当該規定を遵守するよう指導すること。</p> <p>② 「一の団地」について</p>	<p>1. 「第1章 総則」関係</p> <p>(1) <u>ガス事業者の定義</u>について</p> <p>① 中小企業工業団地において、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第182号)第2条第1項第3号に規定する事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会であって、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)第15条第1項第3号ロ若しくは同項第4号に係る第3号ロに規定する資金(中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成14年法律第146号)第1条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法(平成11年法律第19号)第21条第1項第2号イ若しくは同項第3号に係る第2号イに規定する資金又は中小企業総合事業団法附則第24条の規定による廃止前の中小企業事業団法(以下「旧中小企業事業団法」という。))若しくは旧中小企業事業団法附則第16条の規定による廃止前の中小企業振興事業団法(以下「旧中小企業振興事業団法」という。))第21条第1項第2号イ若しくは同項第3号に係る第2号イ又は旧中小企業振興事業団法附則第13条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法第3条第1項第1号又は第4号に規定する資金を含む。)の貸付けを受けたもの又は実質的にこれと同様に認められるもの(以下「組合」という。))が、その組合員に対し、当該団地内において、ガスの施設を設置し、ガスを供給する場合にあっては、下記の全ての要件に適合する限り、<u>法第2条</u>に規定する<u>ガス事業者</u>に該当しないものと解して差し支えない。</p> <p><u>(イ) ~ (ニ)</u></p> <p>② なお、上記により、<u>ガス事業者</u>に該当しない場合であっても下記の点に留意すること。</p> <p>(イ) <u>一般ガス事業者の供給区域内にあるときは、法第38条第1項の規定により準用される法第37条の7の4の届出を、また事業を開始したときは、法第39条の届出を提出する必要がある。(法第38条第1項の規定により準用される法第37条の7の4の届出には、供給の相手方をすべて列挙すること。)</u></p> <p>(ロ) 令第6条の規定により保安関係の規定が準用される場合は、当該規定を遵守するよう指導すること。</p> <p>(新設)</p>

「一の団地」とは、道路を横断又は並行している導管によりガスを供給する場合にあっては、住居表示に関する法律（昭和37年法律第139号）第2条第1項第1号の町又は字とし、道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合にあっては、同号に規定する街区（住居表示を実施していない地域にあってはこれに類する区画。以下この②において同じ。）とする。

ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項に規定する都市計画に定められた同条第9項に規定する地区計画等（同法第12条の4第1号及び第5号の計画に限る。以下この②において同じ。）に係る地区（当該地区計画等において当該計画に係る地区を複数に区分する場合にあっては、区分された各地区。）、同法第11条第1項第8号の一団地の住宅施設（一団地におけるガスの供給地点の数が70戸以上のものに限る。）又はその他地方公共団体、会社等がある一定の区画をもった一団の土地に集団的に住宅等を建築し、又はしようとする地域（以下この②において「地域等」という。）が隣接する二以上の町若しくは字又は街区に係る場合にあっては、当該二以上の町若しくは字又は街区を「一の団地」とする。

③ 「供給地点の数」について

（イ） 「供給地点」とは、特定ガス発生設備において発生したガスをガスの使用者に供給すべき地点（取引用のガスメーターが取り付けられる地点又は取り付けられた地点）をいう。この場合において、

i) 二以上の集合住宅、木造アパート、中高層住宅等の共同住宅の場合には、供給の相手方となる者の室を供給すべき地点といい、

ii) 造成宅地等の分譲地の場合にあっては、建物が建設され、供給地点が確定するまでの間は、分譲計画上の個々の区画を供給地点として取り扱うものとする。

（ロ） 「数」とは、供給地点の総数をいい、造成宅地等の分譲地の場合にあっては、一部の供給地点に配管がなされていない場合の総区画の数（ただし、物理的に存在する区画に限る。）も当該供給地点の数に含めるものとする。

（削る）

（新設）

（2） 大口供給の定義について

① 規則第3条第1項第1号に規定する「一の供給地点」については、一の建物（建物の構造及び使用実態において、一体性を有する建物単位をいう。複数の棟が地上又は地下で連結されている建物については、連結部分が、専ら各棟間の通行の用に供される等建物としての一体性を確保する上で必要不可欠なものであるものに限る。）又はさく、へいその他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内に、複数の異なる法人が存する場合において、次に掲げるいずれの要件にも適合する場合は、「一の供給地点」と解して差し支えないものとする。

（イ） 複数の異なる法人が、会社法（平成17年7月26日法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社の関係であること。

（ロ） いずれかの法人について供給を約することが見込まれる年間のガス

供給量が熱量46メガジュールのガスを常温及び常圧で10万立方メートル以上供給するものに相当する量であること。

(ハ) (ロ)のガスの供給を3年以上行っている場合であって、いずれかの法人が至近の3年において、連続して実際に供給したガスの量が正当な理由なく(ロ)に定める量に達しなかったものでないこと。

また、大口供給については、需要家がガスの特性や消費設備等に係る技術的・専門的知識を有しているとの前提により、一般ガス事業者に課せられている保安確保義務(①熱量、圧力及び燃焼性の測定、ガスの成分検査、②消費機器に関する周知及び調査、③付臭措置)の一部又は全部を義務付けていない。

したがって、複数の異なる法人において(ロ)の要件に適合しない者が存する場合、保安水準の維持のためには一定の保安能力を有する(ロ)の要件に適合する者が、(ロ)の要件に適合しない者に対し、自らと同等の保安管理を行うことが求められる。

このため、1.(2)①により大口供給を行う者に対し、供給実績・事業計画等により当該需要家が(ロ)の要件を十分満たし得ることの確認を行うことや、当該複数の異なる法人における保安管理が一体性をもって十分確保可能であることの確認を行うことを指導し、適正かつ厳正な運用が図られるよう努められたい。

② 規則第3条第1項第2号に規定する「正当な理由」については、当面、次の場合に該当するものとする。

(イ) 法令に基づくガス利用設備の検査及び修理が行われた場合(ただし、検査の場合については、法定点検日数を上回る日数を要した場合をいう。)

(ロ) 使用者の故意又は過失によらない突発的な他律的要因(設備の故障等)によりガス利用設備を稼働できない場合

(ハ) 使用者の過失によるガス利用設備の故障であって、通常の故障において運転回復に至るまでの期間を上回る日数を要した場合

(ニ) 地震、台風等の自然現象が生じた場合(空調用需要にあつては、平年値の算出に係る30年間の気温の観測資料を用いて求められる気温が高い(又は低い)方から出現率10パーセントの範囲になった場合)

(ホ) その他当該業種あるいは当該生産活動に大きな影響を与える社会的・経済的変動が生じた場合

③ 規則第4条に規定する「生産工程、資本関係、人的関係等におけるもの」とは、以下の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当するものとする。

(イ) 「生産工程、資本関係、人的関係等」とは、次のいずれかの関係がガスを供給する事業を営む者と供給の相手方との間に安定的に存在すること。なお、同条に規定する「等」とは国内のガス田をガス供給者と共同して開発した場合をいう。また、自己の社宅や同一地方公共団体における他部門に対するガス供給は自家消費として整理する。

i) 生産工程において、ガス供給者と同一構内又は同一コンビナート地域に存する者であつて、ガス供給者との間に原材料(蒸気等のユーティリティーを含む。)の供給等生産工程上相当程度依存関係があるこ

- と。
- ii) 資本関係として、一方の者から他方の者に対して過半数の直接出資がなされていること。
 - iii) 人的関係として、一方の者から他方の者に対して過半数の役員の派遣がなされていること。
 - iv) i) から iii) までに照らして生産工程、資本関係、人的関係それぞれ単独では密接な関係としては不十分であっても、複数を合わせて見ることによって密接な関係があると判断されること。
- (ロ) ガス生産設備等を所有し、自ら採取若しくは製造するガス（自己の生産に係る余剰のガス）を他者に供給すること。

2. 「第2章 ガス小売事業 第2節 業務」関係

(1) 法第18条（熱量等の測定義務）関係

法第18条の規定による熱量、圧力及び燃焼性（以下「熱量等」という。）の測定方法について規定する規則第17条第1項及び規則第1条第2項第7号の「大口供給」については、次のとおりとする。

① 規則第1条第2項第7号イに規定する「一の供給地点」については、一の建物（建物の構造及び使用実態において、一体性を有する建物単位をいう。複数の棟が地上又は地下で連結されている建物については、連結部分が、専ら各棟間の通行の用に供される等建物としての一体性を確保する上で必要不可欠なものであるものに限る。）又はさく、へいその他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内に、複数の異なる法人が存する場合において、次に掲げるいずれの要件にも適合する場合は、「一の供給地点」と解して差し支えないものとする。

(イ) 複数の異なる法人が、会社法（平成17年7月26日法律第86号）第2条第3号から第4号の2までに規定する関係であること又は複数の異なる法人のうち一の法人の親会社等の子会社等（その法人自身及びその法人自身の子会社を除く。）の関係であること。

(ロ) いずれかの法人について供給を約することが見込まれる年間のガス供給量が熱量46メガジュールのガスを常温及び常圧で10万立方メートル以上供給するものに相当する量であること。

(ハ) (ロ)のガスの供給を2年以上行っている場合であって、いずれかの法人が至近の2年度において、連続して実際に供給したガスの量が正当な理由なく(ロ)に定める量に達しなかったものでないこと。

また、大口供給については、需要家がガスの特性や消費設備等に係る技術的・専門的知識を有しているとの前提により、ガス小売事業者に課せられている保安確保義務（①熱量、圧力及び燃焼性の測定、ガスの成分検査、②消費機器に関する周知及び調査、③付臭措置）の一部又は全部を義務付けていない。したがって、複数の異なる法人において(ロ)の要件に適合しない者が存する場合、保安水準の維持のためには一定の保安能力を有する(ロ)の要件に適合する者が、(ロ)の要件に適合しない者に対し、自らと同等の保安

(新設)

管理を行うことが求められる。

このため、この①により大口供給を行う者に対し、供給実績・事業計画等により当該需要家が(ロ)の要件を十分満たし得ることの確認を行うことや、当該複数の異なる法人における保安管理が一体性をもって十分確保可能であることの確認を行うことを指導し、適正かつ厳正な運用が図られるよう努められたい。

② 規則第1条第2項第7号ロに規定する「正当な理由」については、次の場合に該当するものとする。

(イ) 法令に基づくガス利用設備の検査及び修理が行われた場合(ただし、検査の場合については、法定点検日数を上回る日数を要した場合をいう。)

(ロ) 使用者の故意又は過失によらない突発的な他律的要因(設備の故障等)によりガス利用設備を稼働できない場合

(ハ) 使用者の過失によるガス利用設備の故障であって、通常の故障において運転回復に至るまでの期間を上回る日数を要した場合

(ニ) 地震、台風等の自然現象が生じた場合(空調用需要にあつては、平年値の算出に係る30年間の気温の観測資料を用いて求められる気温が高い(又は低い)方から出現率10パーセントの範囲になった場合)

(ホ) その他当該業種あるいは当該生産活動に大きな影響を与える社会的・経済的変動が生じた場合

(2) 法第19条(供給計画)関係

法第4条第1項第3号から第5号までに掲げる事項の変更であつて、供給計画の変更を伴うものにあつては、法第7条第1項の規定に基づく変更の登録の申請を行う前に、当該事項の変更に係る供給計画の変更の届出(法第19条第2項)を行うものとする。ただし、法第32条に規定するガス工作物の工事計画の届出と当該工事に係る供給計画の変更届出との前後関係は問わない。

(新設)

3. 「第3章 ガス導管事業 第1節 一般ガス導管事業 第1款 事業の許可」関係

(1) 「供給区域」の取扱いについて

法第36条第1項第3号の供給区域の設定に当たっては、供給区域の境界は行政区域の境界をもってするが、これにより難しい場合は原則として字界を使用し、これが適当でない部分は道路、鉄道、河川等を使用するものとする。

また、需要家に対して規則第1条第2項第7号イに規定する基準量に達しない量のガスを供給しようとする場合にあつては、供給区域を設定して一般ガス導管事業の許可を申請するものとする(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。)

(2) 「輸送導管」の取扱いについて

法第36条第1項第4号イの経済産業省令で定める導管(以下「輸送導管」という。)については、法第36条及び第41条の趣旨にかんがみ、次のとおりとする。

2. 「第2章 一般ガス事業 第1節 事業の許可」関係

(新設)

(1) 「輸送導管」の取扱いについて

規則第5条第1号に規定する輸送導管については、法第4条及び第9条の趣旨にかんがみ、次のとおりとする。

る。

- ① 規則第52条第1号の輸送導管の定義について
(イ)～(ニ) (略)
- ② ガス工作物の変更の届出における取扱いについて
(イ) ガス送出規模等の変更に伴い規則第52条の輸送導管の要件に該当しなくなったもののうち、製造所等の製造能力の変更により10パーセントを下回るものとなるものについては、規則第58条第3項様式第36において、導管そのものを廃棄あるいは、廃止するものでないため一般的な廃止と区分し、例えば「輸送導管扱いの廃止」のように取り扱うものとする。
(ロ) 「同一である範囲」内において当該輸送導管の終点が複数にわたるときは、規則第58条第3項様式第36中の「区間」の欄において終点を例えば「(その1) ○○○○○、(その2) ○○○○○」のように記載することとし、併せて、同様式中の「経過地」の欄において、それぞれの分岐点を明示することとする。

(3) 「移動式ガス発生設備」の取扱いについて

- ① 「移動式ガス発生設備」に係る法第38条第2項第5号ロの規定の適用に当たっては、同号中の「設置の場所」については、その保管の場所をいうものとする。この場合において「保管の場所」とは、当該設備をガスの供給を行うために用いるとき以外の期間において当該設備を保管し、管理する事業場その他の場所をいうものとする。
- ② 規則第1条第2項第6号の「移動式ガス発生設備」に関する規定中の「一時的」の範囲については、当該設備の使用時に応じて次のとおりとする。
(削る)

(イ) 「導管等の工事時」の場合には、おおむね1か月間を目安とする。

(ロ) 「災害その他の非常時」の場合には、非常時における復旧作業が終了するまでの期間とする。

(4) 埋立地の取扱いについて

埋立地が帰属する市町村が既に供給区域の一部である場合には、市町村の地方自治法(昭和22年法律第67号)上の区域が、接続する公有水面にも及ぶことから、法第40条及び第48条の運用において当該埋立地は供給区域であるとする(参照 地方自治法第5条及び第9条の5)。具体的には、以下のとおりとする。

- ① 埋立地の帰属する市町村の全域が供給区域であるもの。法第40条及び第48条の手続きは、不要。
- ② 埋立地の帰属する市町村の当該埋立地に係る沿岸部全域が供給区域であり、かつ、当該市町村の主たる地域が供給区域であるもの。法第40条及び第48条の手続きは、不要。

- ① 規則第5条第1号の輸送導管の定義について
(イ)～(ニ) (略)
- ② ガス工作物の変更の届出における取扱いについて
(イ) ガス送出規模等の変更に伴い規則第5条の輸送導管の要件に該当しなくなったもののうち、製造所等の製造能力の変更により10パーセントを下回るものとなるものについては、規則第11条様式第6において、導管そのものを廃棄あるいは、廃止するものでないため一般的な廃止と区分し、例えば「輸送導管扱いの廃止」のように取り扱うものとする。
(ロ) 「同一である範囲」内において当該輸送導管の終点が複数にわたるときは、規則第11条様式第6中の「区間」の欄において終点を例えば「(その1) ○○○○○、(その2) ○○○○○」のように記載することとし、併せて、同様式中の「経過地」の欄において、それぞれの分岐点を明示することとする。

(2) 「移動式ガス発生設備」の取扱いについて

- ① 「移動式ガス発生設備」に係る法第6条第2項第4号イの規定の適用に当たっては、同号中の「設置の場所」については、その保管の場所をいうものとする。この場合において「保管の場所」とは、当該設備をガスの供給を行うために用いるとき以外の期間において当該設備を保管し、管理する事業場その他の場所をいうものとする。
- ② 規則第1条第2項第6号の「移動式ガス発生設備」に関する規定中の「一時的」の範囲については、当該設備の使用時に応じて次のとおりとする。
(イ) 「熱量変更の実施時」の場合には、同一区域における熱量変更が終了するまでの期間とし、おおむね2か月間を目安とする。なお、この場合において、同一区域とあるのは当該設備を移動せずにガスを供給することにより熱量変更作業を進めている区域をいうものとする。
(ロ) 「導管等の工事時」の場合には、おおむね1か月間を目安とする。
(ハ) 「災害その他の非常時」の場合には、非常時における復旧作業が終了するまでの期間とする。

(3) 埋立地の取扱いについて

埋立地が帰属する市町村が既に供給区域の場合には、市町村の地方自治法(昭和22年法律第67号)上の区域が、接続する公有水面にも及ぶことから、法第8条及び第17条の運用において当該埋立地は供給区域であるとする。(参照 地方自治法第5条及び第9条の5) 具体的には、以下のとおりとする。

- ① 埋立地の帰属する市町村の全域が供給区域であるもの。法第8条及び第17条の手続きは、不要。
- ② 埋立地の帰属する市町村の当該埋立地に係る沿岸部全域が供給区域であり、かつ、当該市町村の主たる地域が供給区域であるもの。法第8条及び第17条の手続きは、不要。

③ ①及び②以外の場合であるもの。法第40条及び第48条の手続きは、必要。

(5) 供給区域の変更の申請における「軽微な場合」について

① 規則第55条第1項に規定する軽微な場合は、次のとおりとする。

(イ) 工事費概算書、設備資金及び運転資金の額及び調達方法を記載した書類並びに借入金の返済計画を記載した書類にあっては、当該申請に係る工事費の額が当該一般ガス導管事業者の総資産の額（当該申請の日の属する事業年度の前事業年度末日におけるものをいう。）の1000分の5に相当する額（その額が3億円を超える場合にあっては3億円）を超えない場合

(ロ) 収支見積書にあっては、(イ)に該当し、かつ、当該申請に係る託送収益の額（当該申請に係る最終の事業年度のものをいう。）が当該一般ガス導管事業者の託送収益（当該申請の日の属する事業年度の前事業年度末日におけるものをいう。）の1000分の100に相当する額（その額が3億円を超える場合にあっては3億円）を超えない場合（至近3か年において経常収支が連続して赤字決算となっている場合は除く。）

② なお、供給区域の増加の申請の場合であって、①(ロ)の「軽微な場合」に該当しない場合の収支見積書にあっては、当該一般ガス導管事業者の事業の全部の収支見積書及び当該増加に係る供給区域についての収支見積書（事業の全部の収支について、別途事情を聴取する場合にあっては、当該増加に係る供給区域についての収支見積書に限る。）を提出するものとする。また、二以上の異なる託送供給に係る料金の適用区域を有する一般ガス導管事業者にあっては、規則第55条第1項第7号の様式第32中「託送供給収益」とあるのは、「当該増加に係る区域の託送供給に係る料金と同じ料金の適用区域の託送供給収益」と解釈しても差し支えない。

(6) ガス工作物の変更について

法第41条第2項の規定中、「変更（前項に規定するものを除く。）をしたとき」とは、届出対象のガス工作物の変更のための工事等に着手したときとする。ただし、災害復旧等で一時的に移動式ガス発生設備の貸借を行う場合にあっては、当該貸借が終了したとき（複数の移動式ガス発生設備の貸借を行った場合にあっては、すべての貸借が終了したとき）としても差し支えない。

③ ①及び②以外の場合であるもの。法第8条及び第17条の手続きは、必要。

(4) 供給区域等の変更の申請における「軽微な場合」について

① 規則第8条第1項に規定する軽微な場合は、次のとおりとする。

(イ) 工事費概算書、設備資金及び運転資金の額及び調達方法を記載した書類並びに借入金の返済計画を記載した書類にあっては、次の場合

i) 特定ガス発生設備以外の設備に係る場合にあっては、当該申請に係る工事費の額が当該ガス事業者の総資産の額（当該申請の日の属する事業年度の前事業年度末日におけるものをいう。）の1000分の5に相当する額（その額が3億円を超える場合にあっては3億円）を超えない場合

ii) 特定ガス発生設備に係る場合にあっては、当該申請に係る工事費の額が150万円を超えない場合

(ロ) 収支見積書にあっては、次の場合

i) 特定ガス発生設備以外の設備に係る場合にあっては、(イ)(i)に該当し、かつ、当該申請に係るガスの売上高の額（当該申請に係る最終の事業年度のものをいう。）が当該ガス事業者のガスの売上高（当該申請の日の属する事業年度の前事業年度末日におけるものをいう。）の1000分の100に相当する額（その額が3億円を超える場合にあっては3億円）を超えない場合（至近3か年において経常収支が連続して赤字決算となっている場合は除く。）

ii) 特定ガス発生設備に係る場合にあっては、当該申請に係るガスの売上高の額が当該供給地点群のガスの売上高の額の1000分の100に相当する額を超えない場合

② なお、供給区域の増加の申請の場合であって、①(ロ)の「軽微な場合」に該当しない場合の収支見積書にあっては、当該一般ガス導管事業者の事業の全部の収支見積書及び当該増加に係る供給区域についての収支見積書（事業の全部の収支について、別途事情を聴取する場合にあっては、当該増加に係る供給区域についての収支見積書に限る。）を提出するものとする。また、二以上の異なるガス料金の適用区域を有する一般ガス導管事業者にあっては、規則第8条第1項第7号の様式第32中「ガス売上」とあるのは、「当該増加に係る区域のガスの料金と同じ料金の適用区域のガス売上」と解釈しても差し支えない。

(5) 法第9条関係

法第9条第2項の規定中、「変更（前項に規定するものを除く。）をしたとき」とは、届出対象のガス工作物の変更のための工事等に着手したときとする。ただし、災害復旧等で一時的に移動式ガス発生設備の貸借を行う場合にあっては、当該貸借が終了したとき（複数の移動式ガス発生設備の貸借を行った場合にあっては、すべての貸借が終了したとき）としても差し支えない。

4. 「第3章 ガス導管事業 第1節 一般ガス導管事業 第2款 業務」関係

(削る)

(1) 法第48条(託送供給約款)関係

① ハウスレギュレータ(以下「HR」という。)供給方式におけるHRの託送供給約款における位置づけについて

HR供給方式は、輸送圧と供給圧との間に中間的圧力(託送供給約款圧力より高い圧力の低圧(0.1メガパスカル未満)であって、通常1キロパスカル~数十キロパスカルをいう。)段階を設けた方式で、戸別又は、棟別に設置したHRによって供給圧に調整するものである。

このHRについては、託送供給約款においては「本支管及び整圧器」の整圧器と解釈し、地区ガバナーとして扱うことが妥当と思われる。

したがって、維持管理の面からは、資産区分を事業者所有とすることにより、故障修繕に係る費用を事業者負担とする。

② 熱量の変動に応じた料金算定について

熱量の変動に応じた料金算定を行う場合には、基準となる熱量及び熱量の変動に応じて徴収する料金の計算方法について、各事業者の託送供給約款に

3. 「第2章 一般ガス事業 第2節 業務」関係

(1) 第17条(供給約款)関係

① ハウスレギュレータ(以下「HR」という。)供給方式におけるHRの供給約款における位置づけについて

HR供給方式は、輸送圧と供給圧との間に中間的圧力(供給約款圧力より高い圧力の低圧(0.1メガパスカル未満)であって、通常1キロパスカル~数十キロパスカルをいう。)段階を設けた方式で、戸別又は、棟別に設置したHRによって供給圧に調整するものである。

このHRについては、供給約款においては「本支管及び整圧器」の整圧器と解釈し、地区ガバナーとして扱うことが妥当と思われる。

したがって、維持管理の面からは、資産区分を事業者所有とすることにより、故障修繕に係る費用を事業者負担とする。

② 熱量の変動に応じた料金算定について

熱量の変動に応じた料金算定を行う場合には、基準となる熱量及び熱量の変動に応じて徴収する料金の計算方法について、各事業者の一般ガス供給約款に明記するものとする。

③ 「他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合」について法第17条第6項に規定する「他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合」に、一般ガス事業供給約款料金算定規則(平成16年経済産業省令第16号)第16条の2の規定により、現行供給約款料金を石油石炭税変動相当額を基に変更しようとする場合には、石油石炭税相当額を適切に算定したことが確認できる資料を提出するものとする。

なお、石油石炭税法(昭和53年法律第25号)第4条の規定による納税義務者等から原料又は製品を購入する者にあつては、当該納税義務者等との購入契約書の写し等、石油石炭税相当額が確認できる書類をあわせて提出するものとする。

(2) 法第22条(託送供給)関係

(新設)

(新設)

明記するものとする。

③ 法第48条第1項ただし書の規定による託送供給約款制定不要の承認に当たっては、平成12年10月2日付け平成12・09・28資第8号「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（以下「審査基準」という。）I. 第1（15）に規定している基準は、以下のとおり運用するものとする。

(イ) 承認する期間については、原則として単年度とする。ただし、新たに一般ガス導管事業の許可を受けた者が自ら維持し、及び運用する全ての特定導管が次のいずれにも該当する場合にあっては、使用開始後5年間までを承認期間とすることができる（一般ガス導管事業を開始するまでの期間に限る。）。

i) 自らの供給区域以外の地域に設置する導管の総延長（当該地域における部分に限る。）の過半が他の一般ガス導管事業者の供給区域以外の地域に設置されるものである場合における当該他の一般ガス導管事業者の供給区域以外の地域に設置される導管（当該地域における部分に限る。）

ii)・iii) (略)

(削る)

(削る)

(ロ) ガスメーターの取付数については、承認申請を行おうとする年度の前年度末時点の取付数をもって判断する。

(削る)

(2) 法第51条（最終保障供給約款）関係

法第22条第1項ただし書の規定による託送供給約款制定不要の承認に当たっては、平成12年10月2日付け平成12・09・28資第8号「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（以下「審査基準」という。）I. 第1.（9）に規定している基準は、以下のとおり運用するものとする。

① 承認する期間

原則、単年度の期間で承認する。ただし、次のいずれかに該当する場合は複数年度の期間で承認できるものとする。

(イ) 供給するガスが規則第2条の2に規定する12A又は13Aのガスへの熱量の変更（同一のガスグループ内の変更を除く。以下、「熱量変更事業」という。）を計画中の者は、当該熱量変更事業の開始の日を含む年度が終了するまでの間を承認期間とすることができる。

(ロ) 熱量変更事業を開始している者は、熱量変更事業が終了した年度を起算年度とした5年間までを原則、承認期間とすることができる。

(ハ) 新たに一般ガス事業の許可を受けた当該一般ガス事業者が自ら維持し、及び運用する導管のすべての特定導管が次のいずれにも該当する場合は使用開始後5年間までを承認することができる。（一般ガス事業を開始するまでの期間に限る。）

i) 自らの供給区域以外の地域に設置する導管の総延長（当該地域における部分に限る。）の過半が他の一般ガス事業者の供給区域以外の地域に設置されるものである場合における当該他の一般ガス事業者の供給区域以外の地域に設置される導管（当該地域における部分に限る。）

ii)・iii) (略)

② 承認の失効及び更新

承認期間が終了すれば失効する。承認一般ガス事業者が承認期間の更新を希望する場合には、有効期間内（原則、承認期間が終了する年度の1月末日まで）に再度申請を行うものとする。

なお、上記の申請を行わない場合には、規則第22条に規定する事項について、託送供給約款を定め、規則第22条の2の規定により届出を行い、規則第22条の5の規定により公表を行う。

③ 新規の一般ガス事業者の承認

申請一般ガス事業者の許可取得後、その事業の開始までの間に行う。

④ ガスメーターの取付数、大口供給、託送供給及び卸契約の件数の特定方法承認申請を行おうとする年度の前年度末時点の契約の件数とする。

⑤ 継続性の原則

託送供給約款を制定した一般ガス事業者が、託送供給約款作成後に大口供給、託送供給及び卸供給に係る契約の件数の合計数が3未満になっても、原則、託送供給約款制定不要の承認は行わない。

(新設)

熱量の変動に応じた料金算定を行う場合にあっては、基準となる熱量及び熱量の変動に応じて徴収する料金の計算方法について明記するものとする。

(削る)

(3) 法第56条(供給計画)関係

法第38条第2項第4号又は第5号の事項の変更であって、供給計画の変更を伴うものにあつては、法第40条第1項の規定に基づく変更の許可の申請又は、法第41条の規定に基づくガス工作物の変更の届出を行う前に、当該事項の変更に係る供給計画の変更の届出(法第56条第2項)を行うものとする。ただし、法第68条に規定するガス工作物の工事計画の届出と当該工事に係る供給計画の変更届出との前後関係は問わない。

5.「第3章 ガス導管事業 第2節 特定ガス導管事業 第2款 業務」関係

(削る)

(削る)

(3) 法第23条(大口供給)関係

規則第23条第2項第2号括弧書きに規定する大口供給の要件を満たしていることを明らかにする書類とは、契約書の案、仕様書及び落札決定通知書等、ガス供給量や供給条件を明らかにするものとする。

(4) 法第25条(供給計画)関係

法第6条第2項第3号又は第4号の事項の変更であつて、供給計画の変更を伴うものにあつては、法第8条第1項の規定に基づく変更の許可の申請又は、法第9条の規定に基づくガス工作物の変更の届出を行う前に、当該事項の変更に係る供給計画の変更の届出(法第25条第2項)を行うものとする。ただし、法第36条の2に規定するガス工作物の工事計画の認可の申請と当該工事に係る供給計画の変更届出との前後関係は問わない。

4.「第4章 ガス導管事業」関係

(1) 法第37条の7の3(大口供給)関係

規則第97条の5第2項第2号括弧書きに規定する大口供給の要件を満たしていることを明らかにする書類とは、契約書の案、仕様書及び落札決定通知書等、ガス供給量や供給条件を明らかにするものとする。

(2) 法第37条の7の4(ガス導管事業者による一般ガス事業者の供給区域における供給)関係

法第37条の7の4に規定する「ガスの使用者(第2条第7項の経済産業省令で定める密接な関係を有する者に限る。)」への供給とは、1.(2)③に明記したものに加えて、国産天然ガスの供給に限り、以下の範囲も含むこととする。

- ① 一般ガス事業者の供給区域以外の地域であること。
- ② 供給先が大字単位で単数であり、かつ、一般ガス事業者として供給区域を設定してガス供給を行うことが必ずしも適当であると断定し難い状況にあること。(この場合、「一般ガス事業者として供給区域を設定してガス供給を行うことが必ずしも適当であると断定し難い状況」とは、同一市町村内の供給先が、累積しておおよそ3件程度には至っておらず、かつ、隣接する市町村内における供給先も併せて、累積して10件程度には至っていない状況をいう。)
- ③ 供給地点が、一般ガス事業者の供給区域から著しく離れており、一般ガス事業者の供給区域の拡張によってガス供給が行われることが、近い将来に期待することが困難な地域にあること。(この場合、「著しく離れて」とは、既存一般ガス事業者の供給区域の境界から、数キロメートル程度離れている場合をいう。)

(1) 法第76条（託送供給約款）関係

① 熱量の変動に応じた料金算定について

熱量の変動に応じた料金算定を行う場合には、基準となる熱量及び熱量の変動に応じて徴収する料金の計算方法について、各事業者の託送供給約款に明記するものとする。

② 法第76条第1項ただし書の規定による託送供給約款制定不要の承認に当たっては、審査基準I.第1（20）に規定している基準は、以下のとおり運用するものとする。

(イ) 承認する期間については、原則として単年度とする。ただし、自ら維持し、及び運用する全ての特定導管が次のいずれにも該当する場合には、使用開始後5年間までを承認期間とすることができる。

- i) 一般ガス導管事業者の供給区域以外の地域に設置される部分が総延長の過半を占める導管
 - ii)・iii) (略)
- (削る)

(削る)

(削る)

(ロ) 小売供給、託送供給及び卸供給に係る契約の件数については、承認申請を行おうとする年度の前年度末時点の契約の件数をもって判断する。

(ハ) 託送供給約款を制定した特定ガス導管事業者が、託送供給約款作成後に小売供給、託送供給及び卸供給に係る契約の件数の合計数が3未満となった場合においても、原則、託送供給約款制定不要の承認は行わない。

(2) 法第81条（供給計画）関係

法第72条第1項第3号又は第4号の事項の変更であって、供給計画の変更を伴うものにあつては、同条第7項の規定に基づく変更の届出を行う前に、当該事項の変更に係る供給計画の変更の届出（法第81条第2項）を行うものとする。ただし、法第84条により準用される法第68条に規定するガス工作物の工事計画の届出と当該工事に係る供給計画の変更届出との前後関係は問わない。

(3)

(新設)

法第37条の8において準用する法第22条第1項ただし書きの規定による託送供給約款制定不要の承認にあつては、審査基準I.第1 1.（19）に規定している基準は、以下のとおり運用するものとする。

① 承認する期間

原則、単年度の期間で承認する。ただし、次のいずれかに該当する場合は複数年度の期間で承認できるものとする。

(イ) 自らが維持し、及び運用するすべての導管が次のいずれにも該当する場合は使用開始後5年間までを承認することができる。

- i) 一般ガス事業者の供給区域以外の地域に設置される部分が総延長の過半を占める導管
- ii)・iii) (略)

(ロ) 改正法の施行の際現にガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）又は電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）の規定に基づき会計の整理を行っている者以外の者については、平成19年4月1日までの期間とする。

② 承認の失効及び更新承認期間が終了すれば失効する。承認ガス導管事業者が承認期間の更新を希望する場合には、有効期間内（原則、承認期間が終了する年度の1月末日まで）に再度申請を行うものとする。

なお、上記の申請を行わない場合には、規則第97条の8において準用する規則第22条に規定する事項について、託送供給約款を定め、規則第22条の2の規定により届出を行い、規則第22条の5の規定により公表を行う。

③ 新規のガス導管事業者の承認申請ガス導管事業の届出後、その事業の開始までの間に行う。

④ 大口供給、託送供給、卸供給件数の特定方法

承認申請を行おうとする年度の前年度末時点の契約の件数とする。

⑤ 継続性の原則

託送供給約款を作成したガス導管事業者が、託送供給約款作成後に大口供給、託送供給及び卸供給に係る契約の件数の合計数が3未満になっても、原則、託送供給約款制定不要の承認は行わない。

(新設)

6. 「第4章 ガス製造事業 第1節 事業の届出」関係

(新設)

(1) 法第86条(事業の届出)関係

(新設)

法第86条第1項のガス製造事業の届出を行うに当たっては、配船調整を含め、LNG基地におけるガス製造及び保安の確保に係る実質的な運用を行う者がこれを行うものとし、当該実質的な運用を複数の事業者が共同して行う場合においては、連名で当該届出を行うことを妨げない。

7. 「第4章 ガス製造事業 第2節 業務」関係

(新設)

(1) 法第89条(ガス受託製造約款)関係

(新設)

法第89条第5項の規定によるガス受託製造命令に当たっては、審査基準I.第2(52)に規定している「余力の範囲」とは、棧橋、液化ガス貯蔵設備、ガス発生設備等の設備の総能力から、当該ガス製造事業者が必要とする最大設備能力(ガスの使用者の需要変動への対応その他の安定供給を維持するために必要とするもの等を含む。)を控除したものとする。ただし、他の者と液化ガス貯蔵設備の容量を共有する等の方法によりガス受託製造を行う場合にあっては、当該他の者の液化ガスを受け入れる時期及び当該他の者のためにガスを製造する時期等を考慮して、当該ガス製造事業者が必要とする最大設備能力を判断するものとする。

(2) 法第93条(製造計画)関係

(新設)

法第86条第1項第3号の事項の変更であって、製造計画の変更を伴うものにあつては、同条第3項の規定に基づく変更の届出を行う前に、当該事項の変更に係る製造計画の変更の届出(法第93条第2項)を行うものとする。ただし、法第101条に規定するガス工作物の工事計画の届出と当該工事に係る製造計画の変更届出との前後関係は問わない。

8. 「第5章 ガス事業以外のガスの供給等の事業」関係

(削る)

5. 「第5章 一般ガス事業、簡易ガス事業及びガス導管事業以外のガス供給等の事業」関係

(1) 法第37条の9(大口供給)関係

規則第98条第2項において準用する規則第97条の5第2項第2号括弧書きに規定する大口供給の要件を満たしていることを明らかにする書類とは、4.(1)を準用する。

(2) 法第38条第1項において準用する法第37条の7の4に規定する「ガスの使用者(第2条第7項の経済産業省令で定める密接な関係を有する者に限る。)」への供給については、4.(2)を準用する。

規則第167条に規定する「生産工程、資本関係、人的関係等における関係」とは、以下のとおりとする。

(新設)

① 以下の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当する場合

(イ) 「生産工程、資本関係、人的関係等」とは、次のいずれかの関係がガスを供給する事業を営む者と供給の相手方との間に安定的に存在すること。なお、同条に規定する「等」とは国内のガス田をガス供給者と共同して開発した場合をいう。また、自己の社宅や同一地方公共団体における他部門に対するガス供給は自家消費として整理する。

i) 生産工程において、ガス供給者と同一構内又は同一コンビナート地域に存する者であって、ガス供給者との間に原材料（蒸気等のユーティリティーを含む。）の供給等生産工程上相当程度依存関係があること。

ii) 資本関係として、一方の者から他方の者に対して過半数の直接出資がなされていること。

iii) 人的関係として、一方の者から他方の者に対して過半数の役員の派遣がなされていること。

iv) i) から iii) までに照らして生産工程、資本関係、人的関係それぞれ単独では密接な関係としては不十分であっても、複数を合わせて見ることによって密接な関係があると判断されること。

(ロ) ガス生産設備等を所有し、自ら採取若しくは製造するガス（自己の生産に係る余剰のガス）を他者に供給すること。

② 国産天然ガスの供給にあつては、以下の（イ）から（ハ）までのいずれにも該当する場合を含む。

(イ) 一般ガス導管事業者の供給区域以外の地域であること。

(ロ) 供給先が大字単位で単数であり、かつ、一般ガス導管事業者として供給区域を設定してガス供給を行うことが必ずしも適当であると断定し難い状況にあること（この場合、「一般ガス導管事業者として供給区域を設定してガス供給を行うことが必ずしも適当であると断定し難い状況」とは、同一市町村内の供給先が、累積しておおよそ3件程度には至っておらず、かつ、隣接する市町村内における供給先も併せて、累積して10件程度には至っていない状況をいう。）。

(ハ) 供給先が一般ガス導管事業者の供給区域から著しく離れており、一般ガス導管事業者の供給区域の拡張によってガス供給が行われることが、近い将来に期待することが困難な地域にあること（この場合、「著しく離れて」とは、既存一般ガス導管事業者の供給区域の境界から、数キロメートル程度離れている場合をいう。）。

9. 「第9章 雑則」関係

(削る)

6. 「第6章 雑則」関係

(1) 法第48条（公聴会）関係

① 公聴会開催に関する告示について規則第115条は、告示についてはその期日の21日前までに、意見陳述希望者の届出についてはその期日の14日前までにしなければならないと規定しているが、官報発売の遅れる場合があることを考慮して、意見陳述希望者の陳述の機会が十分確保されるようできるだけ早い時期に官報掲載することとする。

② 法第48条の公聴会の開催場所については、消費者の意見を十分聴取する

ため、原則として現地（ガス事業者の事業所の所在地）において開催することとする。ただし、未普及供給区域の見直し等、次の（イ）から（ハ）に掲げる料金値上げの申請以外の場合であって、同一時期に複数の申請があり、それぞれの現地にて開催が困難な場合には、所轄経済産業局において開催することができる。

- （イ） 料金の値上げ幅が相当大きい場合又は需要家が著しく多い場合
- （ロ） 料金値上げが比較的短期間に再度行われる場合
- （ハ） 料金値上げが天災その他特別の事由によって行われる場合

（新設）

（１） 法第１７６条第１項の規定に基づく「消防庁長官への通報」について

① 通報すべき事項は、当該特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者に係る次の事項とする。

- （イ） 当該処分等の年月日及び番号
- （ロ） 氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所
- （ハ） 供給地点群の名称
- （ニ） 特定ガス発生設備の設置の場所（都道府県郡市区町村字番地）

② 通報の方法は次により文書で行うものとする。

- （イ） 事業の登録又は事業の休止の届出にあつては、その処分等をした日の後、速やかに通報すること。
- （ロ） 事業の廃止の届出又は事業の登録の取消しにあつては、四半期ごとに通報するものとする。

10. 「改正法附則」関係

（削る）

（１） 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成２７年法律第４７号。以下「改正法」という。）附則第２４条（指定旧供給区域等小売供給約款）関係

① HR供給方式におけるHRの指定旧供給区域等小売供給約款における位置づけについて

HR供給方式は、輸送圧と供給圧との間に中間的圧力（指定旧供給区域等小売供給約款圧力より高い圧力の低圧（0.1メガパスカル未満）であつて、通常1キロパスカル～数十キロパスカルをいう。）段階を設けた方式で、戸別

7. 「法附則」関係

（１） 昭和４５年４月１３日法律第１８号附則第２条関係

昭和４５年４月１３日法律第１８号附則第２条に規定する「簡易ガス事業相当する事業」については、ガス事業法に規定する簡易ガス事業と法令の解釈及び運用上、同様の取扱いをするものとする。

（２） 卸供給の定義についてガス事業法施行規則の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第15号。以下「改正省令」という。）附則第2条の規定において、改正省令による改正前のガス事業法施行規則第4条の2第3号に規定する「一般ガス事業の用に供されるガスのうち主として供されるガスと著しく異なる成分のガス」とは、主として一般ガス事業者が供給している天然ガスに対しオフガス等をいう。

（新設）

又は、棟別に設置したHRによって供給圧に調整するものである。

このHRについては、指定旧供給区域等小売供給約款においては「本支管及び整圧器」の整圧器と解釈し、地区ガバナーとして扱うことが妥当と思われる。

したがって、維持管理の面からは、資産区分を事業者所有とすることにより、故障修繕に係る費用を事業者負担とする。

② 熱量の変動に応じた料金算定について

熱量の変動に応じた料金算定を行う場合には、基準となる熱量及び熱量の変動に応じて徴収する料金の計算方法について、各事業者の指定旧供給区域等小売供給約款に明記するものとする。

③ 「他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合」について

改正法附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第5条の規定による改正前の法第17条第6項に規定する「他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合」に、旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則（平成29年経済産業省令第19号）第23条の規定により、現行指定旧供給区域等小売供給約款料金を石油石炭税変動相当額を基に変更しようとする場合には、石油石炭税相当額を適切に算定したことが確認できる資料を提出するものとする。

なお、石油石炭税法（昭和53年法律第25号）第4条の規定による納税義務者等から原料又は製品を購入する者にとっては、当該納税義務者等との購入契約書の写し等、石油石炭税相当額が確認できる書類をあわせて提出するものとする。

(2) 改正法附則第27条（公聴会）関係

(新設)

① 公聴会開催に関する告示について電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成28年経済産業省令第33号）第10条は、告示についてはその期日の21日前までに、意見陳述希望者の届出についてはその期日の14日前までにしなければならないと規定しているが、官報発売の遅れる場合があることを考慮して、意見陳述希望者の陳述の機会が十分確保されるようできるだけ早い時期に官報に掲載することとする。

② 改正法附則第27条の公聴会の開催場所については、消費者の意見を十分聴取するため、原則として現地（旧一般ガスみなしガス小売事業者の事業所の所在地）において開催することとする。ただし、次の（イ）から（ハ）までに掲げる料金値上げの申請以外の場合であって、同一時期に複数の申請があり、それぞれの現地にて開催が困難な場合には、所轄経済産業局において開催しても差し支えない。

（イ） 料金の値上げ幅が相当大きい場合又は需要家が著しく多い場合

（ロ） 料金値上げが比較的短期間に再度行われる場合

（ハ） 料金値上げが天災その他特別の事由によって行われる場合

(3) 改正法附則第30条（指定旧供給地点小売供給約款）関係

(新設)

① 指定旧供給地点小売供給約款に係る実施細則の取扱いについて

「標準簡易ガス供給約款について」(11資公部第362号)に定める指定旧供給地点小売供給約款の本則と実施細則に記載されるもののうち、実施細則については電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令(平成28年経済産業省令第33号)附則第2条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用されるガス事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年経済産業省令第 号)による改正前のガス事業法施行規則(昭和45年通商産業省令第97号)第86条の2の届出の場合に該当するものである。

② 「他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合」について

改正法附則第28条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第5条の規定による改正前の法第37条の7第1項において準用する同法第17条第6項に規定する「他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合」に、旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則(平成29年経済産業省令第20号)第16条の規定により、現行指定旧供給地点小売供給約款料金を石油石炭税変動相当額を基に変更しようとする場合には、石油石炭税相当額を適切に算定したことが確認できる資料を提出するものとする。

なお、石油石炭税法(昭和53年法律第25号)第4条の規定による納税義務者等から原料又は製品を購入する者にとっては、当該納税義務者等との購入契約書の写し等、石油石炭税相当額が確認できる書類をあわせて提出するものとする。